

株式会社 Polaris

定款

平成 24 年 2 月 24 日

平成 24 年 2 月 27 日公証人認証

月 日 会社設立

株式会社 Polaris 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 Polaris と称します。

(理念)

第2条 当社は、ライフステージに合わせて、誰もがいつでも多様な働き方、暮らし方を実現できるよう、社会の中での選択肢を増やし、多様な働き方を支える基盤を整備する事業を行いながら、地域経済に貢献し、お互いがお互いを活かし合う社会の創造を目的とします。

(目的)

第3条 当社は、次の事業を行うことを目的とします。

- (1) 多様な働き方、暮らし方を実現するための人材育成、研修事業
- (2) 多様な働き方、暮らし方を実現するためのワークスペース・情報基盤運営
- (3) 多様な働き方、暮らし方に関する啓蒙、啓発のための講演事業
- (4) 地域コミュニティに根ざしたイベントの企画・運営、広告事業
- (5) 地域経済活性化のための調査、コンサルティング、技術支援
- (6) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第4条 当社は、本店を東京都世田谷区に置きます。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行います。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1000株とします。

(株券の不発行)

第7条 当社の発行する株式については、株券を発行しません。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければなりません。

(相続人等に対する売り渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 当会社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければなりません。ただし、会社法施行規則22条1項各号に定める場合は、株式取得者が単独で請求をすることができます。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第11条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しなければなりません。その登録または表示の抹消についても同様とします。

(手数料)

第12条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければなりません。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年7月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とします。

- 2 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(招集時期)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集します。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。
- 3 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の1週間前までに発します。ただし、その総会において議決権を行使することができる総株主の同意がある時は招集の手続きを経ることなく開催することができます。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たります。

- 2 代表取締役に事故若しくは支障があるときは、株主総会で議長を選出します。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。

(決議の省略)

第17条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなします。

(議事録)

第18条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置くものとします。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、1名以上とします。

(取締役の資格)

第20条 取締役は、当社の株主の中から選任します。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げません。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任します。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとします。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とします。

(代表取締役)

第23条 当社に取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定めます。

2 代表取締役は、当社を代表し、会社の業務を執行します。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとします。

第5章 計算

(事業年度)

第25条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月末日までの年1期とします。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金は全て内部留保し、当会社の理念遂行のために再投資するものとします。
(残余財産)

第27条 当会社が解散した場合における残余財産は、以下のとおり分配します。

- 一．資本金の額までは株主へ分配します。
- 二．資本金の額を超える部分は、当会社の理念に沿った団体に寄付するものとします。

第6章 附則

(設立に際して発行する株式)

第28条 当会社の設立に際して発行する株式の数は130株とし、その発行価額は1株につき金1万円とします。

(設立に際して出資される財産の価額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金130万円とします。

(設立時本店所在地)

第30条 当会社の設立時本店所在地は、次のとおりです。

東京都世田谷区上祖師谷5丁目21番14号グランクレスト上祖師谷112号

(最初の事業年度)

第31条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成24年7月末日までとします。

(設立時取締役等)

第32条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりです。

設立時取締役	山本弥和
設立時取締役	大槻昌美
設立時取締役	市川望美
設立時代表取締役	市川望美

(発起人の氏名ほか)

第33条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりです。

東京都調布市佐須町2丁目19番地5パークエレガンスK・T309

発起人 山本弥和 25株, 金25万円

東京都調布市国領町7丁目42番地18

発起人 大槻昌美 25株, 金25万円

東京都世田谷区上祖師谷5丁目21番14 112号

発起人 市川望美 80株, 金80万円

(法令の準拠)

第34条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとします。

以上，株式会社 Polaris 設立のため、発起人市川望美他 2 名の定款作成代理人である司法書士櫻井啓祐は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名します。

平成 2 4 年 2 月 2 4 日

発起人 山本弥和

発起人 大槻昌美

発起人 市川望美

上記発起人市川望美他 2 名の定款作成代理人
東京都中野区鷺宮四丁目 4 0 番 1 5 号
司法書士 櫻井啓祐